

【高額医療費について】

限度額認定証を申請し、医療機関にご提示されますと、一定の負担額までのお支払いで済みます。
入院期間や適用区分によっては、高額医療費の限度額まで達しないこともございます。
(※お食事代、差額ベッド料、諸経費、クリーニング料等の保険外料金は別になります)

限度額認定証が発行されましたら、必ず当月中に窓口にご提示ください。

入院費は月末締めで計算します。翌月のご提示になりますと、さかのぼっての限度額適用はできませんので、後日「高額療養費支給申請」のお手続きが必要です。

●70歳未満の方●

《国民健康保険の方》

保険証と印鑑をご準備のうえ、各役場（区役所）にてお手続きください。

《協会けんぽの方》

全国健康保険協会各支部へのお問い合わせのうえ、お手続きください。【熊本支部：096-340-0260】

《共済、組合、自衛官等の方》

お勤め先の担当の方へお尋ねください。

●70歳以上の方●

住民税非課税世帯、課税所得 145～689 万円の方はお手続きが必要です。

詳しくは 70～74 歳の方は各保険者へ、75 歳以上の方は役場（区役所）へお尋ねください。

【70歳未満】

適用区分	自己負担限度額（月額）
区分ア	1～3回目：252,600円＋（総医療費－842,000円）×0.01 4回目～：140,100円 食事代：1食 460円
区分イ	1～3回目：167,400円＋（総医療費－558,000円）×0.01 4回目～：93,000円 食事代：1食 460円
区分ウ	1～3回目：80,100円＋（総医療費－267,000円）×0.01 4回目～：44,400円 食事代：1食 460円
区分エ	1～3回目：57,600円／4回目～：44,400円 食事代：1食 460円
区分オ （住民税非課税）	1～3回目：35,400円／4回目～：24,600円 食事代：～90日 1食 210円／91日～（長期該当お手続き後）1食 160円

【70歳以上】

適用区分	自己負担限度額（月額）
住民税課税所得Ⅱ（380万以上）	1～3回目：167,400円＋（総医療費－558,000円）×0.01 4回目～：93,000円 食事代：1食 460円
住民税課税所得Ⅰ（145万以上）	1～3回目：80,100円＋（総医療費－267,000円）×0.01 4回目～：44,400円 食事代：1食 460円
住民税非課税Ⅱ	24,600円 食事代：～90日 1食 210円／91日～（長期該当お手続き後）1食 160円
住民税非課税Ⅰ	15,000円 食事代：1食 100円

【こども医療費について】

15歳以下のお子様の場合、こども医療費の対象の可能性があります。お住いの市町村の各役場（区役所）の、担当窓口までご相談ください。（※市町村によって上限額や年齢の対象範囲が異なります。）